渡 総 第 ２３９ 号
令和8年11月12日

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
（公印省略）

見 積 依 頼 書

1 件　　名　南摩ダム貯水池水質観測装置点検業務（オープンカウンタ方式）
2 履 行 場 所　栃木県鹿沼市上南摩町字地内 南摩ダム
3 履 行 期 間　契約締結の翌日から令和9年3月12日まで
4 内 容 等　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　実施しません。

2 参 加 資 格　機構における一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていること。

3 見 積 書 等

1）様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2）提出方法　FAX又は電子メールによる。（※FAX番号又はメールアドレスは、4）に記載された番号） なお、FAX又は電子メールに拠りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）による。

3）提出期限　令 和 8 年 11 月 25 日　12:00　まで

4）提 出 先　独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所
FAX　0277－97－3300　（メールアドレス）nyukei_watarase@water.go.jp

5）見積回数　2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年11月26日12:00までとします。

6）そ の 他　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果　見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。

5 そ の 他

1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2）請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

南摩ダム貯水池水質観測装置点検業務

仕様書

令和８年１１月

独立行政法人水資源機構
渡良瀬川ダム総合管理所

第１章　総　則

第１節　適　用

この仕様書は、南摩ダム貯水池水質観測装置点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第２節　業務場所

栃木県鹿沼市上南摩町地内　南摩ダム

第３節　業務の内容

本業務は、南摩ダムの選択取水塔に設置されている貯水池水質自動観測装置の点検を行うものである。

第４節　履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和９年３月１２日とする。

なお、休日には、日曜日、祝日及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

履行期間には、履行に必要な実日数以外に契約変更手続き等に要する期間等として１０日間を見込んでいる。

第５節　提出図書

１．業務着手前

業務計画書　　１部

（業務概要、計画行程表、作業手順書、緊急時連絡体制対応、その他）

２．業務完了時

点検業務報告書　１部

（点検結果、履行写真）

３．その他担当職員が指示するもの　１部

第６節　現場発生品

本業務によって生じる現場発生品については、受注者の責任において適切に処分するものとする。

第７節　設計変更等

点検により不具合箇所の補修等が生じた場合は、修理について担当職員と打合せのうえ、業務内容の変更並びに請負代金額の変更を行うものとする。

第８節　履行設備の運用停止

本業務の履行にあたって、履行設備の運用を一時停止する必要がある場合には、事前に担当職員と打合せし、その指示に従うものとする。

第９節　疑　義

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第２章　点検

第１節　履行設備

１．履行設備は、別表－１のとおりとする。

２．業務場所、履行設備の増減があった場合は、設計変更の対象とする。

第２節　履行内容

履行内容は、別表－２のとおりとする。

履行設備

別表－1

施設	設備	構成機器及び装置	規　格　等	数　量			単位	点検周期及び回数（回/台）				電気通信設備点検基準		備　考
				当初				1	3	6	12	適用	除外（点検）項目	
南摩ダム貯水池	貯水池水質観測設備	水質自動観測装置	昇降式、MAS-SC7T型											
		機側測定制御装置		1			台		1			個別　別表-3		
		昇降装置	電動ウィンチ式				台					個別　別表-3		
		検出部	濁度計、水温計、電気伝導度計、水深計、pH計、DO計、クロロフィルa計	1			台		1			個別　別表-3		３ヶ月点検は現地校正を行わない

別表－２

業 務 履 行 内 容

水質自動観測装置（MAS、MRD型）

No.	確認事項の概要		作業の実施範囲、具体的方法	令和8年度				
				２週間	１ヶ月	３ヶ月	６ヶ月	12ヶ月
1	機側測定制御装置	外観の確認	外観に傷、凹み等の異常がないか目視にて確認する。			○		
			各コードに傷等の異常がないか目視にて確認する。			○		
			各部ネジ止め・ボルト類の緩みを確認し、緩んでいる場合は締め直す。			○		
		ランプ等の確認	各部ランプ類の点灯状態を確認する。			○		
		データの確認	検出器からの入力値と表示値を比較し、相違がないことを確認する。			○		
		動作確認	表示、キー入力、データの送信機能等総合動作を確認する。			○		
			モデムの機能、表示等の確認及び動作確認を行う。			○		
		電圧等の確認	電源電圧等の確認を行う。			○		
		接続部の確認	接続ケーブル、端子及びコネクタ等の接続状態の確認する。			○		
		据付状態の確認	据付状態、緩み等がないことを確認する。			○		
		機器本体の清掃等	機器外面及び筐体内部の清掃を行う。			○		
2	昇降装置	外観の確認	外観に傷、凹み等の異常がないか目視にて確認する。					
			各部ネジ止め・ボルト類の緩みを確認し、緩んでいる場合は締め直す。					
		ケーブルの確認	検出部ケーブルに傷等の異常がないか目視にて確認する。					
		各部の清掃	各部の清掃を行う。					
			ケーブルウインチギヤ部分及び昇降架台の各プーリー部にオイル注入を実施する。					
		摩耗状況の確認及び調整	各部の摩耗程度及び疲労状況を確認し、適切な調整を行う。					
		動作確認	検出部を降下し、上昇／下降速度試験を行う。					

別表－２

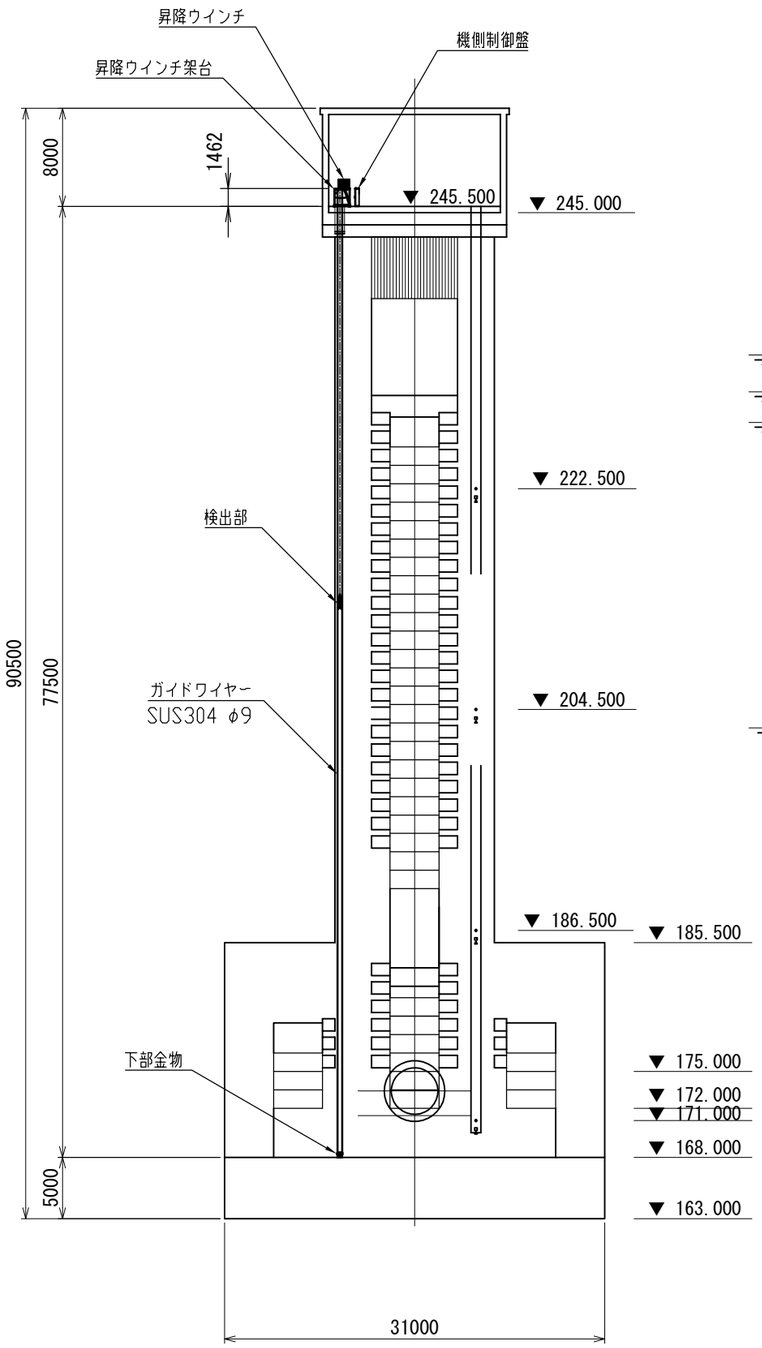
業 務 履 行 内 容

水質自動観測装置（MAS、MRD型）

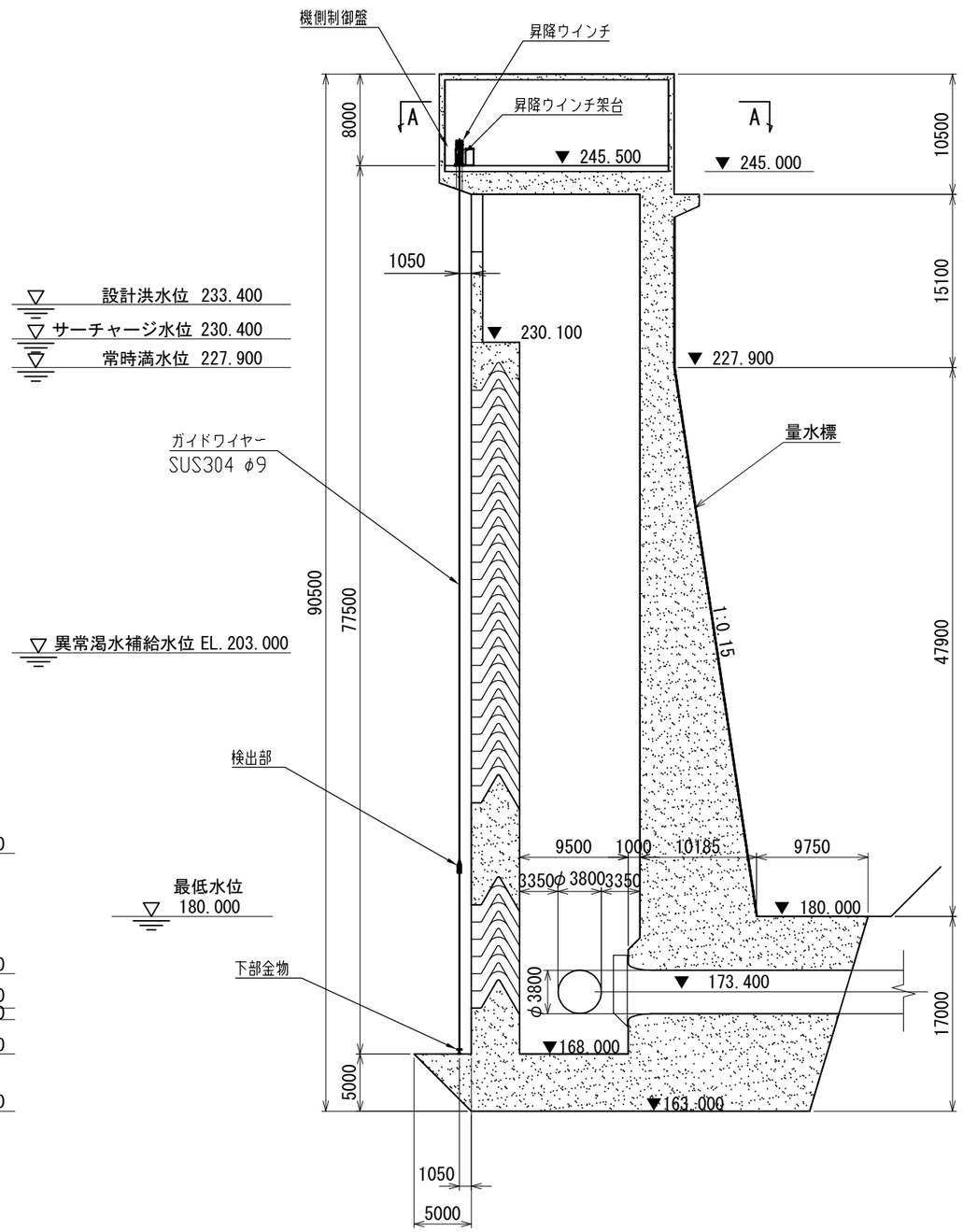
No.	確認事項の概要			作業の実施範囲、具体的方法	令和8年度				
					２週間	１ヶ月	３ヶ月	６ヶ月	12ヶ月
3	検出部	外観の確認		検出部全体に異常がないか目視にて確認する。			○		
		センサー部の確認		各センサー等の取付異常がないか目視で確認する。			○		
				水密コネクタに異常がないか目視にて確認する。			○		
				濁度センサーのガラス面に損傷がないか目視で確認する。			○		
				DOセンサーの隔膜に損傷がないか目視で確認する。			○		
				DOセンサーキャップに劣化がないか目視にて確認する。			○		
				配管、ポンプチューブに異常がないか目視にて確認する。			○		
				ワイパーブラシ及びワイパーモータに異常がないか確認する。					
		洗浄機構の確認		各洗浄機構の動作を確認する。			○		
		検出部筐体洗浄		検出部筐体を洗浄する。			○		
		精密点検等		水密コネクタ、ワイパーモーターの精密点検を行う。					
		分解点検（工場）	濁度検出部	検出部及びワイパー部の分解・清掃を行い、変形・摩耗等の確認を行う。					
			水温検出部	検出部の分解・清掃を行い、変形・摩耗等の確認を行う。					
			電気伝導度検出部	検出部の分解・清掃を行い、変形・摩耗等の確認を行う。					
			水深検出部	検出部の分解・清掃を行い、変形・摩耗等の確認を行う。					
			pH検出部	検出部及びワイパー部の分解・清掃を行い、変形・摩耗等の確認を行う。					
			DO検出部	検出部及びワイパー部の分解・清掃を行い、変形・摩耗等の確認を行う。					
			クロロフィル検出部	検出部及びワイパー部の分解・清掃を行い、変形・摩耗等の確認を行う。					
		部品交換（工場）	pH検出部	pH電極、ガラス電極、液絡部及びKCLゲルの交換を行う。					
			DO検出部	隔膜、Oリングの交換及び内部液の補充を行う。					
			洗浄機構	Oリング、ワイパーモータオイルシール及びワイパーブラシの交換を行う。					
		指示試験（12ヶ月は工場）	濁度指示試験	工業用水試験法（JIS K 0101）により、濁度0,5,10,30,50,100,150,200,250,500,1000度の各標準液での指示試験を行う。			○		
			水温指示試験	工業用水試験法（JIS K 0101）により、基準水温計（精度±0.2℃）と水温検出器と比較試験を行う。			○		
			電気伝導度指示試験	工業用水試験法（JIS K 0101）により、0,5,10,30,50,75,100ms/mの各標準液での指示試験を行う。			○		
			pH指示試験	pH標準液により、pH4.01、6.86及び10.02の指示試験を行う。			○		
			DO指示試験	溶存酸素値が0mg/l及び飽和値を示す試験液により、各々の指示試験を行う。			○		
			クロロフィル指示試験	工業用水試験法（JIS K 0101）により、0,50,200μg/lの各標準液での指示試験を行う。			○		
			水深指示試験	検出部を降下させた指示値と検出部ケーブルの移動長の比較試験を行う。			○		

参考図

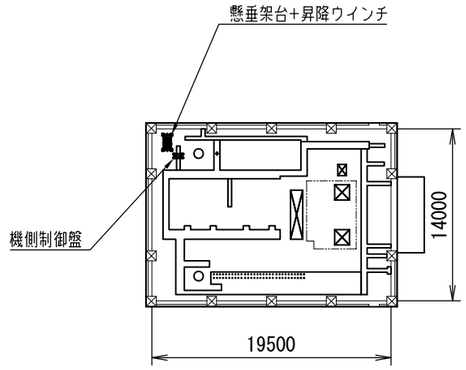
正面図



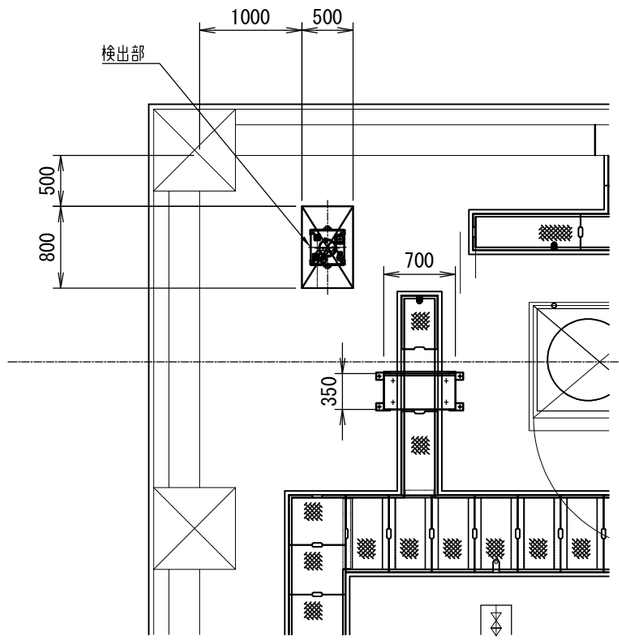
側面図



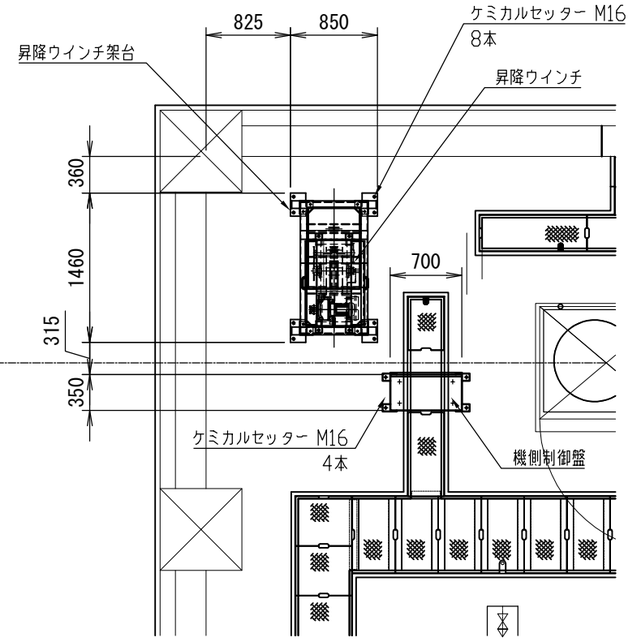
A-A 断面図



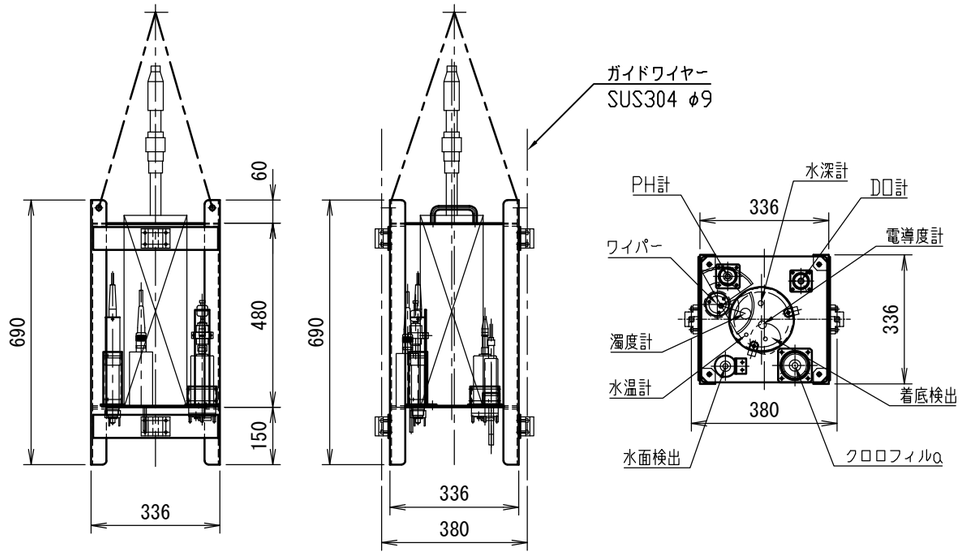
参考図



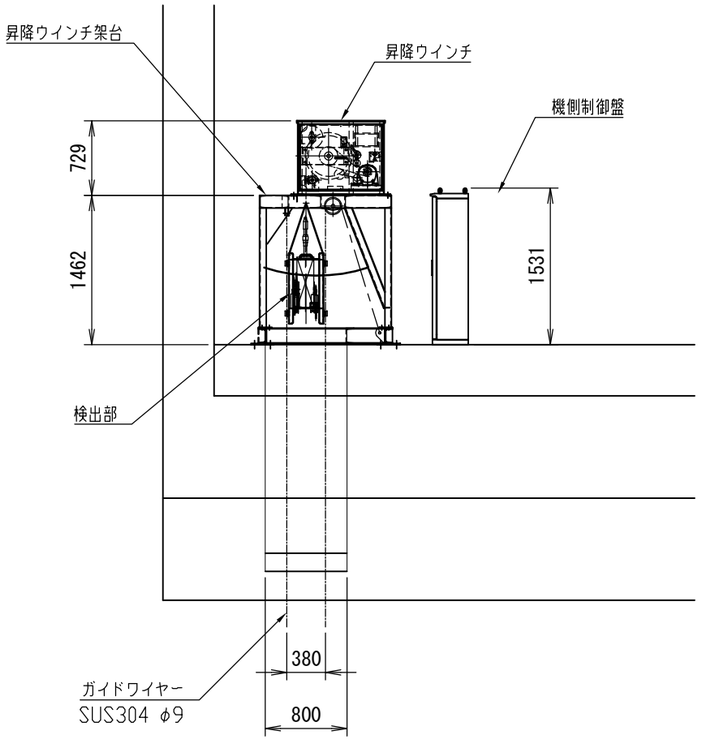
開口部配置



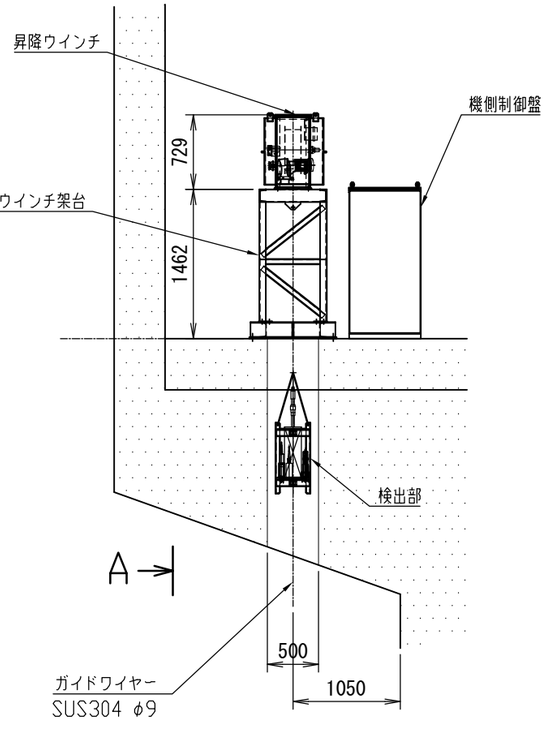
観測機器配置



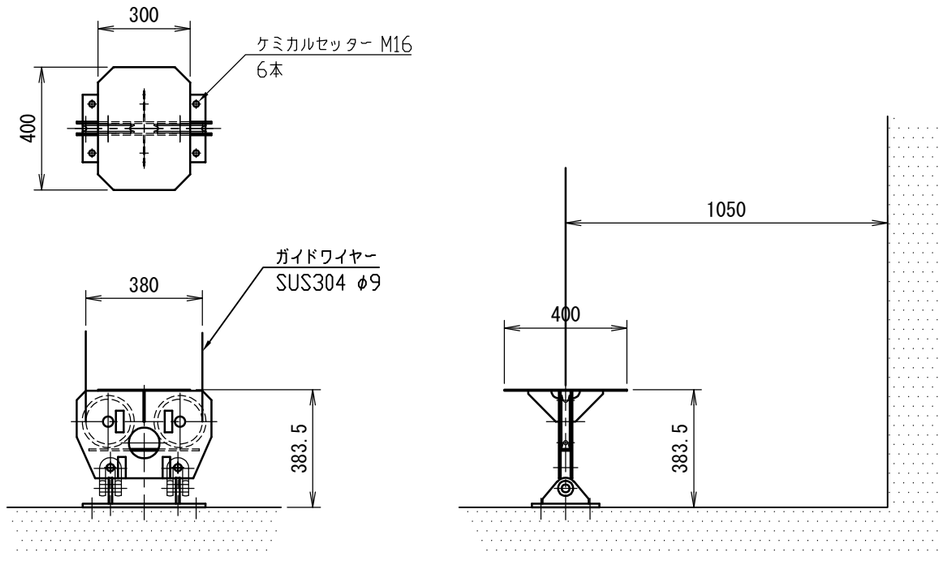
検出部



A 矢視



観測機器 側面図



下部金物概要図

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
　渡良瀬川ダム総合管理所長　一ノ瀬　泰彦　　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和８年１１月１２日に交付された「南摩ダム貯水池水質観測装置点検業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担　当　者：

電 話 番 号：

ＦＡＸ番号:

◆くじ用数値

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

別　添

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

くじ用数値
1 2 3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）　・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
　　・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例）　・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000−	0	123
□□工業	¥600,000−		999
△△組	¥500,000−	1	4

123+4=127

127÷2者=63　余り　1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組　が契約の相手方となる。

例）　・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000−	0	123
□□工業	¥600,000−		999
△△組	¥500,000−	1	4
◎◎工業	¥500,000−	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42　余り　2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業　が契約の相手方となる。